

日本国憲法第96条の改定に反対する意見書

「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない」と定めた憲法96条を改定し、「各議院の総議員の過半数の賛成」で発議できるようにしようという動きが強められている。

憲法は、ときの政治権力が、平和、自由と民主主義、基本的人権を壊すことができないように、国民主権の立場にたって権力を縛ることに本質的役割がある。発議の要件を「過半数」にすることは、権力を縛るという憲法の本質にかかわる問題である。

さらに、安倍首相が「国連が集団安全保障を行う場合、日本は責任を果たせるのか。その参加の道は残しておいた方がいい」と述べたように、憲法96条の改定の先に、憲法9条を変えるねらいがあることは明らかである。

よって、町田市議会は、日本国憲法第96条の改定に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。